

# 納税ニュース

平成27年2月13日(金) 第51号

編集・発行:鹿嶋市納税対策室

〒314-8655 鹿嶋市平井 1187 番地1

TEL 82-2911 FAX 84-7754

潮来税務署管内納税貯蓄組合連合会では、例年租税教育の一環として、中学生を対象に「税についての作文」を募集しています。本年度、鹿嶋市長賞を受賞した作品をご紹介します。

平成26年度 鹿嶋市長賞

## 税について

平井中学校二学年 じょうない 城内 かいき 海樹 さん

僕は、この作文を書く前まで、税金は誰が、いつ、どこで、誰に払っているのか、まったく知らず、気にもしていませんでした。でも、この作文を書くことになって税を払っているのは自分自身だということを知りました。その中でも、一番身近に感じる税は消費税です。実際に僕自身が支払いをしているので最も身近に感じます。でも八パーセントの消費税が高いと考えたりする時もあります。なんで国は税を上げてばかりで、下げてくれないのだろうと思ったこともあります。しかし、この作文を書くためにいろいろな資料を調べたりして、僕は税についての考え方の甘さを知りました。今の日本の経済状況や税の使い道などを僕は詳しく知りもせず、自分の都合ばかり考えて批判ばかりしてきました。

税金は僕達のために使われていました。良く見かける道路工事や水道工事、あれも国や地方で収集した税によるものだと知りました。公務員の給料も税金からでています。つまり、母が公務員である僕は、国民の税金で生活してきたことになります。この他にも義務教育での教育費や僕達が幼いころに遊んだ公園の設立費、病気の時に助けてくれる病院にも税は関係しています。それを知った僕は、税がこんなにも身近に存在し、僕達の生活を支えてきてくれた事を知りました。そして、これらを通じて、税についてもっと知りたいと思いました。実際、僕は調べていくうちに税にはたくさん種類があることを知りました。タバコやお酒を飲むのにも税がかかり、自動車に乗るのにも税がかかることを知りました。そして、今の日本の経済が赤字で借金が沢山あることも知りました。

消費税は、ヨーロッパなどでは、二十パーセント以上の国も多く、近隣国である韓国や中国でさえ十パーセント以上の消費税をかけています。それに比べて日本はその半分位。八パーセントは、多くの国から見れば低すぎるくらいです。消費税は、全ての日本国民が関係する最も身近な税金です。その税金を高いと批判する前に僕達はまず周りを良く見て自分の事だけでなく、自分の国のためを思い少し税について考えてみる事が大切なのかも知れません。

僕がこの税の作文を書いてわかったことは、税はいつも僕達の近くにおいて、一生ついてまわるものだということを知りました。僕達は税によって生活を支えられることより、人間らしい生活がおくられているのだと僕は思います。だから、税について考えると言うことは、とても大切なことだと思います。

# 不動産の公売参加のご案内

鹿嶋市・茨城租税債権管理機構で以下のとおり、不動産公売を実施します。

## 【公売物件一覧】

売却区分番号	K26-1	26-112
執行機関	鹿嶋市	茨城租税債権管理機構
見積価額	1,360,000 円	2,240,000 円
公売保証金	140,000 円	230,000 円
財産種別	土地(雑種地)	土地付建物
財産所在地	鹿嶋市大字小山字峰 556 番 3	鹿嶋市大字港ヶ丘字港ヶ丘 273 番地 112
土地の地積	662 m <sup>2</sup>	165 m <sup>2</sup>
買受適格証明書	不要	不要
建物 建物の床面積		居宅 / 木造瓦葺 2 階建 1 階 85.94 m <sup>2</sup> 2 階 52.85 m <sup>2</sup>
お問合せ先	鹿嶋市納税対策室 TEL : (代表) 0299-82-2911 HP : <a href="http://city.kashima.ibaraki.jp/">http://city.kashima.ibaraki.jp/</a>	茨城租税債権管理機構 TEL : 029-225-1221 HP : <a href="http://www.ibaraki-sozei.jp/">http://www.ibaraki-sozei.jp/</a>
1. 入札 2. 日時 3. 会場	1. 不動産の期日入札 2. 平成 27 年 2 月 24 日 (火) 受付開始 : 午後 0 時 50 分 3. 茨城県鹿嶋市大字平井 1187 番地 1 鹿嶋市役所 3 階 会議室 301	1. 不動産の期日入札 2. 平成 27 年 3 月 3 日 (火) 受付開始 : 午後 0 時 50 分 3. 茨城県水戸市柵町 1 丁目 3 番 1 号 茨城県水戸合同庁舎 2 階 大会議室

## 納期限のご案内

3 月 2 日 (月)

●国民健康保険税 第 8 期

●後期高齢者医療保険料 第 8 期

●介護保険料 第 6 期

市税等を定められた納期限内に納めないことを滞納といいます。市税等を滞納すると、納期限から 20 日以内に市役所から督促状が発送されます。

督促状が出された後に納税する場合、本来納めるべき税額の他に、督促手数料 80 円と高い利率の延滞金も合わせて納めて頂かなければなりません。

計算期間	納期限の翌日から 1 ヶ月間	その後納付の日まで
平成 27 年 1 月 1 日以降	年 2.8%	年 9.1%

なお、算出した延滞金の金額が 1,000 円未満のときは全額を、100 円未満の端数があるときはその端数をそれぞれ切り捨てます。

延滞金を支払うことのないよう、納期限内の納付をお願いします。

次号の発行は、平成 27 年 5 月中旬の予定です。